

児童手当が拡充されます

令和6年10月分（初回支給は令和6年12月を予定）から、児童手当法改正による拡充が行われます。

1. 改正の内容

区分	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学生年代まで （15歳到達後の最初の年度末まで）	高校生年代まで （18歳到達後の最初の年度末まで）
手 当 月 額	0歳～3歳未満	15,000円
	3歳～小学生	10,000円
	中学生	10,000円
	高校生	対象外
	所得制限	あり
		第3子以降15,000円
		第3子以降30,000円
		なし
児童の数え方	18歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に第1子、第2子、第3子…と数える。	22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子を対象として、上から順に第1子、第2子、第3子…と数える。
支給月	2月、6月、10月（年3回） 各前月までの4か月分を支給	偶数月（年6回） 各前月までの2か月分を支給

2. 申請の受付について

○申請締切

・令和6年9月30日(月)まで

※申請期限を過ぎた場合でも、令和7年3月31日までは受付可能です。なお、令和6年9月30日を過ぎて申請した場合、令和6年12月を予定している初回支給に間に合わない場合があります。

○申請方法

- ・「郵送」または「市役所の窓口」にて申請してください。
- ・「オンライン申請」については、滝沢市のホームページからご確認ください。

○申請上の注意

- ・請求者(受給資格者)は、父・母のうち、生計を維持する程度の高い方(所得が高い方)となります。
- ・申請は、請求者(受給資格者)の住んでいる市町村で、お手続きをお願いいたします。
- ・請求者(受給資格者)が公務員である場合、勤務先から支給されますので、勤務先にご確認ください。



裏面も必ずご確認ください



3.申請が必要な人及び提出書類

次に該当する人は、児童手当を受給または増額をするために、手続きが必要です。

手続きが必要な人	手続きで必要な書類
<p>①中学生以下の子を養育しておらず、高校生年代までの児童を養育している人</p>	<p>◎児童手当認定請求書 ●請求者名義のキャッシュカード又は通帳の写し ●請求者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（両面）の写し」又は「個人番号確認書類＋身元確認書類」の写しが必要です。） ●配偶者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（個人番号記載の面）の写し」又は「個人番号確認書類」の写しが必要です。）</p>
<p>②現在、所得が多いことにより、特例給付を受給していない人</p>	<p>◎児童手当認定請求書 ●請求者名義のキャッシュカード又は通帳の写し ●請求者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（両面）の写し」又は「個人番号確認書類＋身元確認書類」の写しが必要です。） ●配偶者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（個人番号記載の面）の写し」又は「個人番号確認書類」の写しが必要です。） ●請求者の保険証の写し（子が3歳未満の場合のみ必要です。）</p>
<p>③現在、児童手当を受給していて、養育している高校生年代の子が、児童手当の子として数えられていない人 ※ご不明な場合は、お問い合わせください</p>	<p>◎児童手当額改定認定請求書</p>
<p>④18歳年度末を経過した後～22歳年度末までの子（※1）を養育し、かつ、支給対象者を含めた養育する子が3人以上の人</p>	<p>◎監護相当・生計費負担についての確認書 ●対象児童の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（個人番号記載の面）の写し」又は「個人番号確認書類」の写しが必要です。）</p>
<p>⑤高校生年代までの子かつ、児童自立援助の実施、里親の委託を受ける子などがいる人で、児童手当を受給していない人</p>	<p>◎児童手当認定請求書（施設等受給資格者用） ●請求者名義のキャッシュカード又は通帳の写し ●請求者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（両面）の写し」又は「個人番号確認書類＋身元確認書類」の写しが必要です。） ●配偶者分の本人確認書類 （窓口に提出の場合は原本、郵送の場合は、「マイナンバーカード（個人番号記載の面）の写し」又は「個人番号確認書類」の写しが必要です。） ●請求者の保険証の写し（子が3歳未満の場合のみ必要です。）</p>

・請求者の状況に応じて、追加で書類の提出をお願いする場合があります。
 ・必要書類のダウンロード、追加の必要書類のご確認は、滝沢市のホームページをご利用ください。
 ホームページhttps://www.city.takizawa.iwate.jp/life/fukushi/iido_fukushi/id_hks01/_15284.html



【担当】

〒020-0692 滝沢市中鵜飼55番地
 滝沢市健康こども部子育て課 児童手当担当
 TEL:019-656-6520